

# justax

## No.45

### APR'97

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## ■ 錯誤を理由とする小規模宅地特例の更正の請求 ■

措置法69条の3による小規模宅地の減額特例の適用に当たって、対象土地の適用要件について課税庁と見解が異なり、やむを得ず他の土地を選択して相続税の申告をした後にその選択に錯誤があったとして、特例の対象土地の変更を求める更正の請求に理由があるか否かについて争われた事例です。

裁判所は、特例の選択誤りが国税通則法23条1項1号の「国税に関する法律の規定に従っていないかったこと」又は「当該計算に誤りがあったこと」に該当するかについては直接には判断を示さず、原告の主張する錯誤の有無について事実認定に基づいて判断を示しています（平成8年2月28日東京地裁）

◎平成3年7月8日に開始した本件相続には、3筆の宅地が相続財産に含まれており、そのうち四谷土地(155.75㎡)と南青山土地(70.78㎡)のいずれを小規模宅地の適用対象土地とするかについて、原告X等は税理士及び弁護士と協議のうえ、四谷土地全体を特例の対象土地として事業用宅地の減額特例を適用し、平成4年1月17日に期限内申告書を提出しました。その後、平成4年4月24日原告X等は、特例の対象土地を南青山土地全体と四谷土地の129.22㎡との合計200㎡に変更した更正の請求書を提出しましたが、被告Y税務署長は平成5年6月3日付けで更正すべき理由がない旨の通知処分をしました。原告X等は、当該通知処分の取消しを求めて訴訟を提起したものです。

◎原告X等は、①申告当時、本件特例は四谷土地にしか適用されないものと誤信していたものであり、この選択の意思表示は重大な錯誤に基づくもので無効であること、②平成3年8月以降税理士とともに数回行ったK税務署との事前相談では、南青山土地には特例の適用はない旨の見解が示されており、弁護士も明確な結論が出せなかったことから、原告等は特例の対象土地は四谷土地のみと判断したものであって、本件特例がいずれの土地にも適用されるとの前提で四谷土地を選択したのではないから、本件は選択の判断誤りには当たらず、仮に、申告当時、南青山土地にも特例が適用されると知っていたならば、約1億円もの相続税を軽減することができる南青山土地を選択していたことは当然である、と主張しました。

◎被告Y税務署長は、①原告等の期限内申告書は特例の

対象土地を誤りなく選択しているものであるから、通則法23条1項1号に規定する要件には該当せず、更正の請求ができる場合に当たらない、また、②原告等は、南青山土地についても特例の適用があるかどうかを検討した上で、仮に南青山土地に適用がなかった場合の加算税の負担を考慮して、四谷土地を対象土地として選択し申告したものであるから、原告等の申告書の記載には錯誤自体が存在していないというべきである、と主張しました。

◎裁判所は、納税者が特定の宅地を選択して本件特例の適用を受ける旨の申告をした後に、その選択が誤っていたために納付すべき税額が多額になったことを理由として、通則法23条1項1号に基づく更正の請求をすることができるかどうかは、問題の存するところであるが、原告の主張する錯誤の有無については、①原告等は、本件申告に際し、南青山土地を特例の対象宅地として申告すべきか検討したが、各自の意見に相違があり、また、K税務署との相談の結果を踏まえ、南青山土地を選択した場合過小申告加算税を賦されるおそれがあることなどの点を考慮して、四谷土地のみを特例の対象宅地として申告したこと、②本件申告書の提出とともに、担当弁護士及び税理士が、被告に対し特例の適用を受ける土地は南青山土地が適正であるとの見解を示し、加算税等の問題を考慮し、一応申告する旨の上申書を提出していたこと等の事実によれば、原告等の四谷土地を選択する過程においては原告等が主張するような錯誤があったということはできず、原告等の更正の請求には理由がないと判断しました。

(資料提供 税理士情報ネットワーク編集室)